

子ども・子育て支援法に基づく
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準（案）について

平成 26 年 5 月
こども未来部 保育課

1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

川越市では、新制度の実施に向け、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の制定に向けて検討を進めています。

この基準は、「(仮称)川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例」及び「(仮称)川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例施行規則」として制定される予定です。

2 内容

基準を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、内閣府令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されております。

定義

類型	類型の説明
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。

参酌すべき 基準	地方自治体が <u>十分参酌</u> した結果であれば、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。
-------------	---

懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の策定が必要であるかを検討いたしました。

検討の結果、現在の国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、内閣府令に定める基準のとおりとします。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 その他

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。